

新宿区教育委員会会議録

令和3年第9回定例会

令和3年9月3日

新宿区教育委員会

令和3年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和3年9月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時07分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
統括指導主事	北 中 啓 勝	統括指導主事	大 川 直 樹

書記

教 育 調 整 課 主 査	芳 賀 祐 子	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第34号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する
意見について

日程第2 第35号議案 令和4年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

報 告

- 1 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課長）
- 2 新宿区立図書館サービス計画（令和3～5年度）の策定について（中央図書館長）
- 3 四谷図書館特定天井等改修工事に伴う休館等について（中央図書館長）
- 4 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について（中央図書館長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第9回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛職務代理人にお願いします。

○古笛委員 承知いたしました。

◎ 第34号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する
意見について

◎ 第35号議案 令和4年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第34号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する意見について」、「日程第2 第35号議案 令和4年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、第34号議案について説明を受け、審議を行います。次に、第35号議案について説明を受け、審議した後、報告1から報告4について一括して報告を受け、質疑を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。第34号議案は、令和3年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができない恐れがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第34号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第34号議案は、非公開により審議するものとします。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

◎ 第35号議案 令和4年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、第35号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第35号議案 令和4年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」御説明いたします。

学級編制方針を御覧ください。

まず、1の学級定員についてです。各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳児、5歳児がそれぞれ30名でございます。

2の学級編制についてです。まず、3歳児募集については、募集園児数は14園14学級で、募集人数は定員と同様の20名です。

入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園ができる、という規定になっております。

そして、募集人数を超える応募があった場合に抽選を行うことと、落選した場合の補欠登録、そしてその抹消に関することを規定しております。

補欠登録した者の入園について、応募者が8名未満の場合の学級編制について規定をしているものです。

次に、4歳児募集についてです。募集園数は、3歳児と同様の14園14学級、募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数となります。

3歳児の入園の際に補欠登録となった者については、一般入園希望者に優先して入園することができるという第一優先枠を規定しております。

入園を希望する園に兄または姉がいる幼児については、一般入園希望者に優先して入園することができるという、第二優先枠について規定しております。

こちらの第二優先枠は、先ほど申し上げました第一優先枠の方がいる場合は、第一優先枠の次からの順位とすることとなっております。

なお、兄弟姉妹の優先枠に納まらない申請者が1人でもいた場合には、全員について抽選し、順位を決定することとなっております。

応募者が募集人数を超える場合、優先を受ける者を除いて抽選とすることと、補欠登録及びその抹消についての規定となっております。

その他、補欠登録者の入園に関して規定しています。

次に、5歳児募集についてです。募集園数、募集人数につきましては、4歳児と同様です。

また、募集人数を超えた場合の抽選及び補欠登録を行う規定、並びに、補欠登録者の入園に関する規定につきましても、4歳児と同様です。

続きまして、その他です。

休園中の園は募集しないこと。

入園承諾書の発行日、確定日と呼んでおりますが、今回は令和4年1月17日にしています。

また、今後、学級編制方針の改正が必要と認められる状態が生じた場合は、新たに検討を行うことを規定しております。

そして、進級児の考え方としまして、令和3年10月15日を基準日とし、当該園に在籍して進級を希望する者としております。

進級児は募集によらず、次の学年に在園する旨を規定しています。

それでは、第35号議案の提案理由です。

令和4年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、令和4年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○**教育長** 説明が終わりました。

第35号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○**今野委員** 全体の方針は従来どおりだと思いますが、3歳児募集の応募者が8名未満で入園できなくて、近隣の他の幼稚園をあらためて希望される場合は、紹介やあっせんなどを行っているのでしょうか。その辺りについて、上手く調整が取れているのでしょうか。

○**学校運営課長** ここしばらくは、そのようなケースは発生していないのですが、同様のケースが発生した場合には、できるだけ丁寧に御案内をし、それぞれの園の特徴なども踏まえながら、対応していきたいと考えてございます。

○**今野委員** これまでは、5名とか6名で受け入れられなかった、というようなことはなかったのでしょうか。

○**学校運営課長** 過去にはそういうケースがあったのですが、ここ最近8名を下回る、ということはない状況ではございます。何年か前にはそういうことがあったというように聞いてございます。

○**教育長** 反対に20名を超えるということはありませんでしたか。

○**学校運営課長** 20名を超えることはございます。その場合は抽選を行い、落選した場合は、まずは補欠という形で登録をいただくとともに、御希望される方については、他の園を御案

内するという取扱いをしてございます。

○教育長 他に御意見、御質問はございますでしょうか。

○山下委員 申し込み時には、第1希望、第2希望という形で希望を記入して提出するのでしょうか。それとも、幼稚園は学区で決まっているのでしょうか。

○学校運営課長 第1希望、第2希望と記入できるようになっていたかと思います。

○山下委員 こども園と幼稚園は、別々で公募しているのですよね。それとも、申し込みは併記できるものでしたでしょうか。

○学校運営課長 こども園と幼稚園とは別々の公募になってございます。

○山下委員 保護者からすると、近くに幼稚園とこども園の双方ある場合には、それぞれに記入して申し込む形になるのでしょうか。

○学校運営課長 はい。それぞれに申し込むような形となります。

○山下委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 取りあえず募集要項については、届き次第、各委員にお配りをして、その後で御質問があるようであれば、第35号議案に遡って質疑をしたいと思います。保留ということで第35号議案は審議途中ですが、先に、事務局から報告を受けたいと思います。

◆ 報告1 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

◆ 報告2 新宿区立図書館サービス計画（令和3～5年度）の策定について

◆ 報告3 四谷図書館特定天井等改修工事に伴う休館等について

◆ 報告4 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について

○教育長 報告1から報告4についてですが、第35号議案の審議が間に入るかもしれませんが、報告1、2と順次、説明をしていただいて、報告ごとに質疑を行っていきたいと思います。

まずは、報告1について事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について御報告いたします。

内容といたしましては、児童・生徒の暴力行為、不登校、いじめの3点についての御報告となります。

こちらについては、例年10月に文部科学省から全国的な数値というものが公表されますの

で、今回の御報告は、現時点での新宿区の数字ということで御了解ください。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

最初に暴力行為でございます。

小学校では74件、中学校では47件でした。今年度から暴力行為の内訳も示しております。小学校の74件のうち、対教師暴力が24件、対生徒間暴力は44件、対人暴力は1件、器物損壊は5件となります。

中学校の47件のうち、対教師暴力が8件、対生徒間暴力は33件、対人暴力は1件、器物損壊は5件となります。

また、小学校では、特定の児童が繰り返す場合があり、学校全体で児童を支える体制を意識的に整えて対応しております。当該児童については、本人の気持ちに寄り添いながら、別室でクールダウンをさせるなどの対応も行っています。

小・中学校ともに、昨年度は休校が2か月間ございましたが、発生件数は前年度と比較して増加傾向となっております。

各学校では、落ち着いた生活を送れるよう、児童・生徒に自分の感情をコントロールする力を身につけさせる指導を行っております。

初任者研修では、アンガーマネジメントについても学ぶ機会を設けております。また、教育相談研修会や生活指導主任会において、研修や情報交換を実施するとともに、暴力行為については、保護者や関係機関と連携した個別指導や支援を進めていくように、周知しております。

続きまして、不登校についてです。

小学校では87人、中学校では138人で、前年度と比較して小学校は増加、中学校は横ばいとなっております。

不登校の出現率は、小学校が0.51%から0.89%、中学校は5.01%から5.02%となっております。

不登校についても、今年度の資料から、学年の内訳及び不登校の要因内訳を示しております。

学年別の内訳を御覧ください。

平成30年度の5年生7人、令和元年度の6年生6人、令和2年度の中学校1年は30人となっております。学年ごとに分析すると、中学校1年で増加する傾向があります。前年度も同様の傾向があります。

次に、要因の内訳となります。小・中学校ともに本人に係る状況が増加傾向になっております。さらに細かく分析すると、本人に係る要因の項目は、生活リズムの乱れ、無気力・不安などの項目があり、無気力・不安の項目が増加しております。

不登校に対しては、子どもたちに年3回実施するふれあい月間のアンケートや、年2回実施するhyper-QUなどの結果分析を活用しながら、学校生活への満足度の低い者に対して早期に対応することを進めております。

また、スクールカウンセラー等も加えた家庭との連携にも引き続き努めております。

区では、不登校になる前の段階で手厚く支援することが大切であると考え、平成29、30年度に小・中学校1校ずつの不登校対策モデル校を指定し、学校での居場所づくりや、家庭と子どもの支援員などの活用を進め、全区立学校にその取組を周知し、支援が継続されるように助言しております。

さらに、令和元年10月の文部科学省からの不登校児童生徒の支援のあり方の通知のとおり、多様な教育機会の確保は重要な課題と考え、適応指導教室・つくし教室の他に、フリースクール等との連携を図っております。

昨年度は、「不登校対策委員会」において、フリースクールの職員を招聘し、カリキュラム等について説明を受け、連携について協議をいたしました。今年度は、「多様な教育機会検討委員会」と名称を改め、同様にフリースクール等との連携やGIGA端末を活用した学習支援やリモート授業など、多様な教育機会の確保について、取組を進めてまいりたいと思います。

最後に、いじめについてです。

いじめ認知件数につきましては、小学校で419件、中学校で44件と、小・中学校ともに減少傾向となっております。件数の減少として考えられるのは、もちろん各学校の対応の成果があったとも言えますが、コロナ禍において、休校期間や一定の距離を取るなど、接触が少ないことから、トラブルに発展しなかったという要因も考えられます。いじめの把握についても、今年度の資料からいじめの態様を示してございます。

いじめの認知件数は、軽微ないじめも見逃さないことを徹底しております。新宿区はこれまでも国の方針と同様に、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方はしておりません。いじめの認知件数の増加は早期発見につながるものと考えているところでございます。

各学校では、全職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめを見逃すことなく早期

に介入し、早期に対応していくことを心がけています。例えば、先ほど述べた、ふれあい月間のアンケートや、スクールカウンセラーによる、小学校5年生、中学校1年生を対象とした全員面接などを行っております。

また、子どもたちがいじめ問題の解決に向けて自ら考え、話し合い、行動できるようになるための指導を工夫しているところでございます。

さらに、いじめは一旦解消したと思われても繰り返す可能性もありますので、指導後も注意深く観察するようにしております。

最後になりますが、児童・生徒の問題行動は、学校だけの取組では解決が困難な事例が少なくありません。子ども家庭支援センターなどの関係機関や、スクールソーシャルワーカーなどとの円滑な連携が行われるよう、学校問題支援室を中心として問題行動等の解決に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○今野委員 不登校の関係でございます。今、課長から説明がありましたように、新宿区ではとても丁寧な対応方策をきちんと取ってきている、というように評価をしておりますが、今回の場合も、小学校、中学校とも出現率が大幅上がってきていると感じます。全国平均よりはおそらく低いのでしょうけれども、近づいてきている感じがして、そこが気になります。

それから、2、3年前に日本財団が行った調査では、国の基準で不登校と定義される年間30日の欠席、それより前の段階の不登校傾向にある中学生が、不登校と定義される子どもの3倍ぐらいいるのではないかと、という数字が出ております。学校には来ているけれども、保健室だけだとか、遅刻・早退が非常に多くてなかなか授業に出られないとか、給食だけは来ますとか、教室にいるけれども、授業とは別のことをしているとか、教室で同じようにやっているけれども、とてもつらくて嫌だと思っているとか、かなり広めに捉えていますので、3倍という数字にこだわる必要はないと思いますが、いわゆる不登校の基準で出てくる数より、不登校傾向の子どもたちは、相当多いのではないかとということですので、一層きめ細かな対応をお願いしたいと思っております。

○教育指導課長 今、お話がありましたように、そもそも不登校の状態になる児童・生徒には、いろいろな状況があって、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、いろいろな方々の手をお借りしながら、引き続き対応を図ってまいりたいと思っております。

それから、少し手を差し伸べてあげたほうが、不登校の状態にならない、そういう児童・生徒も一定数いることは、こちらとしても承知しているところでございます。

学校のほうから、その辺のところを気をつけていただきたいということで、私どもとしては、一つの尺度として月5日間休む、ということを重視してございます。そういった状況の子どもについては、私どもに御報告をいただき、それと同時に学校でも意識して見ていただくということを、現在続けているところです。学校ないしはフリースクール等、いろいろなところがありますので、少しでも社会的なつながりが持てるようにしていこうと考えているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○星野委員 僕も不登校に関してなのですが、要因が本人に係る状況ということだと、やはり発達障害や、心身的な問題が大部分を占めるかと思えますけれど、小児心身医学会の報告で、大体10%から多いと30%ぐらい、起立性調節障害という、内科的な疾患がきっかけになっている、という報告もあります。これに関しましては、いきなり医者にかからないでも、アンケート等で、ある程度の状況を掴んで、それに対し、少し散歩をなさうとか、水を多く飲むようにとか、簡単な指導をすることで、軽度のものについては治る可能性があります。そういうことも取り入れて、早期に発見し身近なところで対応して、それでも駄目なら医療機関を受診する、ということも考えたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育指導課長 ありがとうございます。

もちろん、星野委員のお話にもございましたように、教員は医師ではありませんので、診断というところまではいかないとは思っておりますが、私どものほうでも今、資料を確認し、どのように活用していけるか、という段階に入ってきております。ただ、一歩間違えると、病気と定義づけしてしまうことになりかねないところもありますので、そこは慎重に進めてまいりたいと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

○古笛委員 いじめについて御質問させていただきます。

いじめの認知件数がものすごく減っている、半減しているのですけれども、幾ら休校で接触の機会が少ないといっても、これは減り過ぎじゃないかと。逆に言うと、接触が少なく、認知できずに見つけられていないのではないかと、という心配がものすごくあります。

さっきお話があったように、件数が少ないほうがいいというわけではなく、きちんと把握できて対応ができる、ということが大切だと思っておりますので、引き続き御注意いただけたら

と思います。

いじめの認知件数は減っているけれど、不登校は増えている。すべてがいじめが原因というわけではないですけど、特に小学校で不登校がものすごく増えているので、その関係なども気になるところです。

それから、暴力行為について、ここに挙がっている件数というのは、どの程度の暴力なのか、暴力・暴行といってもいろいろなものがあると思いますので、どの程度のものがここにカウントされているのか、教えていただけたらと思います。

○教育指導課長 まず最初に、最後の御質問の暴力行為ということの定義について、基本的には、例えば、人を蹴飛ばすとか、近隣の人の胸ぐらをつかんだとか、そういう行為を伴うようなケースが暴力行為に当たる、というように御理解をいただければと思います。

それから、いじめについては減っているけれども、本当のところはどうか、ということに関して、この点については重々分かっているつもりでございますが、昨年度から、今もそうですが、ソーシャルディスタンスということを随分言っているので、昔より距離が離れているというのは事実としてありますし、そうしたところもあるのかなと、これは私どもの肌感としてもございます。

それから、不登校が増えているということについては、休校等で生活のリズムが崩れて、何となくおっくうになった、その逆もあると思いますが、そういったことが原因かなと捉えているところでございます。

いずれにしろ、特にいじめや不登校に関しては、「ふれあい月間」と称して、東京都や私どもで行っている、子どもたちを普段より、より丁寧に見ていきましょう、という取組や、hyper-QUなど、そうしたものの分析を通して、引き続き注視してまいりたいと思っております。

○教育長 他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

○山下委員 私も、いじめはすごく気になっていて、人格破壊にもつながりかねないので、早期の発見というのは必要だと思っています。認知をするかどうかというのは、ほぼ感覚というかセンスによる部分が大きいと思います。それを明らかにする方法として、一つは、学校間格差、認知をしているところとしていないところの差を見ていくことだと思います。

昨年度との差も、減っているところと変わらないところがあるはずなので、そこを統計学的に処理すれば異常値が出てくるので、学校間とか、時期を比較してみても、異常な動きをしている、特に校長先生が代わって急に変わったとか、ある担任のところだけすごく発生して

いるとか、逆に、ある担任のところでは全然起きていない、となってくると、それは明らかにおかしいことなので、直感的なところも大事ですけれども、数字にすると見えるところがあるのではないかなと思っています。

ちなみに、学校間の格差というのは、結構あるのでしょうか。総量を見るだけではちょっと分からないので。

○**教育指導課長** まず、いじめの認知ということに関しては、私どものほうで、特に生活指導主任会等において、できる限り拾ってください、という言い方をしています。御心配のようなケースとして、例えば、いじめが多いから悪い、という話ではないということは、いつでも言っているところです。こちらとしては、見過ごして報告しないことよりは、報告していただき、みんなで、ないしは学校全体で考えていただくということを繰り返しお話しているところでございます。

それから、学校間の格差というのは、一概には計りきれないところがあるのですが、確かに山下委員のおっしゃるように、データから見える異常といった観点については、もう一度改めて見ていく必要があるだろうと考えているところでございます。

○**教育長** 他に御意見、御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** よろしければ、報告1についての質疑を終了させていただきます。

ここで、先ほどの第35号議案についての追加の資料を配付させていただきますので、よろしくをお願いします。

[追加資料配付]

○**学校運営課長** 大変失礼いたしました。先ほどの御質問にお答えいたします。

平成28年度当時、3歳児クラスにおいては、集団保育を効果的に行うため1学級20名とし、かつ、集団保育の効果を保ちつつ、幼児教育を実施することができる最低人員を4割の8名としました。平成28年度以降は、3歳児の募集に際し、8名を下回ることがなかったという状況でございます。平成28年度より前におきましては、4歳児クラスと5歳児を設けており、4歳児クラスの1学級の定員を効果的な集団保育の観点から30名としていましたので、同様に集団保育の効果等から4割の12名を学級編制基準としていました。学級編制を12名としていた際には、12名集まらずに休学級という形にしたことがございます。その際には、応募があった方々につきましては、他園を御案内したという記録が残っております。

今後の学級編制基準については、集団保育の効果を踏まえ、適宜検討してまいります。

続きまして、申請方法でございます。希望する園、複数申請できる、というような回答をいたしました。希望する園は入園申請1園のみということになってございまして、幼稚園1園ということになってございます。

続きまして、抽選後の対応でございますが、一斉募集による受付期間終了後、空きがある園につきましては、新たな入園希望者に対する受付ということをしてございます。また、各園の応募状況、それから空き状況については、ホームページ上で公開しておりますので、そうしたのを見て、抽選で補欠になった方々は、他園を希望することもできる、というような状況になってございます。

○山下委員 私も応募したので覚えているのですが、例えば、3歳児を預けたいときに、近くにこども園と幼稚園があったときは、両方に申請書を提出していますよね。どちらかが通りました、もしくは両方抽選に当たったという場合には、どちらかを取り消すわけですね。そうすると、数字が入れ替わったりするのですよね。分かりました、ありがとうございます。

○教育長 また、何かございましたら、別の機会にでも御意見をいただければと思います。

他に第35号議案について、御意見、御質問はございますでしょうか。

○学校運営課長 山下委員の質問について、訂正があります。こども園と幼稚園につきましては、どちらか1園しか申込みができないようになってございますので、両方申込みということにはならないです。

○山下委員 分かりました。

○教育長 第35号議案について、他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第35号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第35号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告2についてお願いいたします。

○中央図書館長 新宿区立図書館サービス計画（令和3～5年度）の策定につきまして、資料により御報告をいたします。

これまで、新宿区立図書館では、毎年度図書館サービス計画を定めるとともに、翌年度、これを評価することにより、重点的な取組や達成状況などを明らかにしてまいりました。今後は、区立図書館サービス計画を行財政運営の指針である新宿区総合計画及び、その実行プログラムである新宿区実行計画と整合させながら推進するよう、見直すことといたしました。

今回は、令和2年度の取組評価が、新型コロナウイルス感染症の影響で実施が困難と判断し、改めて令和元年度の取組評価を行い、これに基づき、第二次実行計画期間である令和3年度から5年度までの図書館サービス計画として策定いたしました。

それでは、記書き以下でございます。

1のサービス計画の概要です。

構成といたしましては、(1)各区立図書館における令和元年度サービス計画／重点事業の達成状況と、第二次実行計画期間に向けた方向性

(2)令和3年度～5年度までのサービス計画／重点事業

(3)全館共通の取組事業として掲げる①から⑤に係る達成状況と今後の方向性

(4)新宿区図書館運営協議会の意見等として、新型コロナウイルス感染症対策下における区立図書館のあり方について、また、最後には、資料編を掲載してございます。

次に、2の「新宿区立図書館サービス計画（令和3年度～5年度）」(案)からの変更点でございます。修正は1か所で、図書館運営協議会の意見等において、案の段階で委員から御指摘いただきました箇所について修正をしてございますが、後ほど冊子のほうで御説明をさせていただきます。

そのほか、記載のページに誤植がありましたので、併せて訂正をしております。

次に、3の図書館サービスの達成状況の点検及び評価の実施でございます。図書館サービスにつきましては、令和3年度においてもなお、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、おはなし会や視聴覚講座など定例の催し物だけでなく、今回のサービス計画に掲げる令和3年度～5年度までの重点事業のうち、映画上映会、朗読会、講演会などほとんどの来館型イベントを、現在も休止せざるを得なくなっております。

現時点ではまだ、今後の評価の実施方針を定めてございませんが、今後、第二次実行計画を通じた達成状況の評価と、第三次実行計画期間に向けた方向性という形を想定した図書館サービス計画の取組や、達成状況の点検、評価の方針を策定する予定でございます。

次に、4の公表スケジュール等でございますが、本日の御報告後に、9月8日に文教子ども家庭委員会に報告後、準備ができ次第、冊子の配布及びホームページでの公表を行ってまいります。

続きまして、図書館サービス計画の概要を冊子のほうで御説明をいたします。

まず、表紙をおめくりいただきますと、「はじめに」がございまして、次に目次がございます。目次の裏面が1ページとしまして、見開きで2ページ目まで、令和元年度の各区立図

書館のサービス計画に掲げる重点事業の達成状況の評価と、第二次実行計画期間への方向性を記載してございます。

なお、先ほど御説明しましたとおり、評価対象とした事業の実施年度は令和元年度のものとなっております。

達成度や方向性は、次に説明する全館共通の取組事業を含め、各館においてまず自己評価を行い、それに基づき方向性を定め、それに対して図書館運営協議会で御意見をいただき、必要により事業内容や方向性を見直していく、という仕組みとなっております。

3 ページ、4 ページでは、先ほどの令和元年度の達成状況や方向性を踏まえた第二次実行計画において、各館が取り組む重点事業を記載してございます。

5 ページからが、新宿区立図書館として全館共通で取り組むこととしている重点事業について、各館ごとに取り組んだ事業の達成状況の評価と、第二次実行計画への方向性を記載しております。

これら全館共通の取組事業につきましては、方向性を継続するとしたものについても、さらに、今後もサービス計画の重点事業に位置づけて取り組んでいくのか、一般事業として事業を行っていくかなどの方針をコメントとともにまとめてございます。

取組事業別では、5 ページからが夏目漱石関連事業、11 ページからが東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業、15 ページからが区の各部署との連携事業、21 ページからが地域団体等との協働事業、29 ページからが子どもの調べ学習への支援に係るものを記載してございます。

各館ごとの取組の概要は、冊子に記載のとおりでございまして、事業数が非常に多く、案の段階から変更はございませんので、本日、御説明は省略させていただきます。

ページが飛びまして、33 ページからが図書館運営協議会の意見でございます。図書館運営協議会では、サービス計画の点検評価に加え、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策下における区立図書館のあり方をテーマに、闊達な議論をいただきました。その意見等をまとめたものでございます。

2 の（1）感染予防のための新しい生活様式を踏まえた対策では、区立図書館での徹底した感染対策について、時節に合った感染対策が講じられているとの評価をいただいた上で、最新の知見に基づく効果的な対策を講じつつ、魅力ある図書館サービスの実現を求める、という期待が述べられてございます。

（2）の広報の工夫では、緊急事態宣言の発出などで、急に図書館の休館やサービス停止

などが行われる場合において、さらなる利用者への周知の工夫が要望されてございます。

34ページ、(3)の電子図書館サービスの導入でございます。

①の電子コンテンツでは、令和2年度に中央図書館で取り組んだ「オンライン朗読会」や、「オン・デマンド・コンサート」の新たな取組について評価をいただきました。

②の地域資料の電子化では、後世に引き継ぐべきものを含め、地域資料の積極的な電子化と公開への要望が述べられてございます。

また、③の電子書籍貸出しサービスでは、電子図書館システムの導入で、視覚障害者へのアクセシブルな読書環境の提供など、新たな図書館サービスの可能性を広げるなどのメリットがある反面、事業者は公共図書館向けにパッケージ化したコンテンツを貸出回数または年数の期限付きで提供するという硬直性もあり、地域の特性に応じた資料選定を図書館が自由に行うことができないことや、費用も高額となるというデメリットもあるため、さらなる検討が必要、との認識が示されてございます。

なお、この項目におきましては、委員から「案の段階の表現では、電子書籍のメリットは分かるが、現状における課題がどこにあるのか分かりにくい」との御指摘をいただいていたところでございます。

本件につきましては、図書館運営協議会の会長・副会長と調整した結果、意見の趣旨は変更してございませんが、課題認識の表現を記載のとおり整えさせていただきます。

35ページ、(4)の子ども読書活動の推進では、現在、休止を余儀なくされている保健センターでの乳幼児健診の際の絵本の読み聞かせについて、再開に向けた協議を進めてもらいたいこと、また、GIGAスクール構想における児童・生徒1人1台タブレット端末について、図書館としても本の魅力も伝えながら、子どもたちの調べ学習への活用の支援について期待する旨が述べられてございます。

次に、(5)の地域住民の交流の拠点としては、図書館に地域住民の学習と活動を支援する機能の強化を求めているほか、中央図書館での取組である校庭部分を活用した「そらとだいちの図書館」について、コロナ禍での青空図書館機能の提供のほか、区民との協働による図書館運営への工夫の期待が述べられてございます。

そのほか、36ページでは、3の障害者サービスや、4の著作権法改正に対応する図書館での取組推進、5の新中央図書館等の建設では、「知の拠点」としての新中央図書館建設への期待のほか、個々の地域図書館の課題についても捉え直し、これからの時代にふさわしい区立図書館の実現を求める旨が述べられてございます。

このように、図書館運営協議会では、サービス計画の策定に向けた御意見のほか、新型コロナウイルス感染症対策下における区立図書館のあり方について熱心に御議論いただき、今後の区立図書館の方向性や、それを踏まえた図書館サービス計画の策定につながる貴重な御意見をいただいていたところでございます。

最後に、39ページからが資料編でございます。47ページまで区立図書館における令和2年度に行った、新型コロナウイルス感染症対策の記録の意味も込めまして、感染対策の状況をまとめてございます。

また、48ページから50ページ目まで、新型コロナウイルス感染対策下での子ども読書活動全般の取組をまとめてございます。

区立図書館サービスの計画策定についての報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告2について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

○年綱委員 保健センターで行っているブックスタートですけれども、立上げに携わらせていただきましたが、歴史の長い事業になっていて、そこで配られる袋を持って学校に来ている子どもたちもいたり、本当に浸透してきた活動だと思います。

とても地道な活動ですけれども、赤ちゃんを持つお母さんが、今、孤独になってしまうということもありますし、感染状況を見ながら、例えばガードをすとか、フェイスシールドをしたりして、再開する方向で動いていただけるといいなと思います。赤ちゃんにとっても、すごくいい企画ですし、子育てをしているパパとママにとっても、そこで少し話しをするだけでもほっとする事業なので、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

○中央図書館長 ただいまの年綱委員の御指摘はごもっともなことだと捉えてございます。

図書館におきましても、例えば、小さいお子さん向けのおはなし会をやっているのですが、こちらも残念ながら現在休止中ということで、ブックスタートも含めた読み聞かせもできるだけ早期に再開をしたいと考えてございます。保健センターのほうは、読み聞かせの大切さを訴えるポスターを掲示させていただいておりますが、早くコロナが収束して取組が進められるように、我々としても準備を整えてまいりたいと考えてございます。

○教育長 他に御意見、御質問はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3についてよろしく申し上げます。

○中央図書館長 四谷図書館特定天井等改修工事に伴う休館等についてでございます。

四谷出張所等区民施設におきましては、令和3年4月から区民ホールの特定天井の耐震化工事等が順次行われているところでございますが、令和4年1月から7階天井部分の改修工事が開始されることに伴い、四谷図書館を休館するとともに、臨時窓口を開設いたします。

1の対象施設ですが、施設7階、8階にあります区立四谷図書館で、指定管理者は紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体でございます。

2の休館期間ですが、令和3年12月15日から令和4年7月15日までの予定でございます。

なお、12月9日に予定しております図書整理日は、通常開館に変更させていただきます。

3の工事概要でございます。四谷図書館のあります7階、8階は、面積等の要件から平成26年4月1日に改正された建築基準法関係法令に基づく特定天井には該当いたしません。が、書架閲覧フロアである7階の天井部分については震災時等の安全性の向上を目的として耐震化改修工事を行い、併せて照明のLED化工事を実施するものです。

4の臨時窓口の開設です。(1)のとおり、8階図書館事務室前に臨時窓口を開設いたします。この臨時窓口の設置期間は、(2)のとおり、令和4年1月5日から令和4年6月30日までを予定してございます。

資料裏面に移りまして、対応時間は(3)のとおりで、通常四谷図書館の開館日・開館時間と同じでございます。

なお、四谷図書館の休館日は火曜日となっております。

(4)の臨時窓口で提供するサービスですが、アからカまでに記載の各サービスを臨時休館中も引き続き提供いたします。

なお、おはなし会や各種講座、館内イベント等につきましては、改修工事の対象となっていない四谷地域センター11階、12階の会議室や、近隣の区施設である四谷保健センターの会議室等を借りて開催することを検討してございます。

(5)の休止する利用者サービスですが、館内の立入りができませんので、アの閲覧席の利用ですとか、書架への立入り、イの館内パソコンやフリーWi-Fiの利用は休止となります。また、ウの対面でのレファレンスサービスも休止となります。

5の工事完了後の開館予定日ですが、令和4年7月16日からの開館を予定しております。

6の利用者周知ですが、記載のとおり十分な事前周知を図ってまいります。

7のその他でございますが、四谷図書館ではこの休館中も、雑誌や新刊図書等の購入を継続いたしますので、四谷図書館のみで購入しているもののうち、利用が多く見込まれるもの

については、休館中、中央図書館に配架いたしまして、中央図書館の1階及び2階で展示の上、閲覧や貸出しに供したいということで、現在検討中でございます。

8の今後の予定ですが、本日の御報告後、9月8日の文教子ども家庭委員会での報告後、周知を図ってまいります。

四谷図書館の休館等についての御報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告3について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 では、十分周知の上、実施をお願いします。

○中央図書館長 はい。

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告3の質疑を終了します。

次に、報告4について御説明をお願いいたします。

○中央図書館長 続きまして、報告4、「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗についてでございます。

子ども読書活動推進計画は、平成13年12月に施行されました「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の基盤整備と支援の計画的な推進に向けて、各自治体が策定する法定計画で、新宿区では現在、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、取組を進めているところでございます。このたび、この計画の初年度であります、令和2年度分の数値目標の進捗状況がまとまりましたので、御報告いたします。

それでは、記書き以下でございます。

数値目標1は、区立図書館における子どもへの貸出冊数を目標とするもので、表1として個人に貸し出した冊数の合計、表2では、子どもの登録者1人当たりの貸出冊数、表3では、団体貸出冊数の合計をそれぞれ記載してございます。

令和2年度における実績は、御覧いただいておりますとおり、いずれの指標も最終年度である令和5年度の目標値及び平成30年度の第五次の計画策定時の実績数値を下回ってございますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策として発出されました、緊急事態宣言による図書館の臨時休館や外出抑制などの影響が色濃く反映したものと考えてございます。

数値目標2は、絵本でふれあう子育て支援事業の読み聞かせ参加率を目標とするものでございますが、先ほども御質問いただいたとおり、令和2年度は残念ながら保健センターでの

乳幼児健診の際の絵本読み聞かせが年度を通じて実施できませんでしたので、実績がございません。

数値目標 3 は、自主的に 1 日 30 分以上放課後等や家庭で本を読む小学生の割合を目標とするものですが、こちらは文部科学省による、令和 2 年度「全国学力・学習状況調査」が新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、中止されたため、こちらもデータがございません。

なお、参考といたしまして、教育支援課の「児童・生徒の学校図書館活用及び読書活動等に関する調査報告書」によれば、1 か月以内に学校での朝読書以外で本を読んだ小学生の割合は 89.2% となっております。

数値目標 4 は、区立図書館を利用したことのある中・高校生の割合を目標とするものですが、こちらは今回の調査が令和 5 年度となりますので、データがございません。

続きまして、数値目標 5 は、図書館サポーターの地域での読み聞かせ活動の人数を目標とするものですが、区立図書館サポーターの登録者で、活動したい分野を読み聞かせとしている登録者 105 人のうち、実際に令和 2 年度に地域での読み聞かせの実績のある人数は、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により 9 人と、目標値を大幅に下回っております。

なお、子ども図書館では、発達段階に応じた絵本などの読み聞かせの大切さに鑑み、職員によるおはなし会を、令和 2 年 12 月から事前申込制による抽選により再開していたところですが、観客のある区のイベントは原則として中止、との区の方針が令和 3 年 4 月 26 日に示され、現在もこの方針が継続となっているため、おはなし会も現在休止をしている状態となっております。

このように、子ども読書活動推進に関する各取組は、計画に数値目標を掲げているものだけでなく、区立図書館でのおはなし会や人形劇会、読み聞かせ講座など、図書館で実施する取組の多くがコロナ禍の影響で、今年度令和 3 年度に入ってから、なお実施できていない状態となっております。

区立図書館といたしましては、引き続き、数値目標の達成に向け努力をする所存ですが、今後、さらにコロナ禍がもたらした子ども読書活動の変化、例えば、電子コミックスが牽引役となっている電子書籍等の読書行動の動向など、子どもの読書を取り巻く新たな状況なども踏まえながら、子ども読書活動の推進の取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長 説明が終わりました。

報告4について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告4の質疑を終了します。

◆ 報告5 その他

○教育長 次に、報告5、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時07分閉会